



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 公安委員会規則

\*2 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める

規則 ..... 1

○ 告示

200	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課).....	2
201	農用地利用配分計画の認可の申請	(経営支援課).....	2
202	〃	( 〃 ).....	2
203	〃	( 〃 ).....	3
204	〃	( 〃 ).....	3
205	農用地利用配分計画の認可	( 〃 ).....	3
206	保安林の指定	(森林整備課).....	4
207	〃	( 〃 ).....	4
208	公共測量の実施	(技術調査課).....	5
209	道路の区域変更	(道路保全課).....	5
210	道路の供用開始	( 〃 ).....	5
211	道路の区域変更	( 〃 ).....	5
212	道路の供用開始	( 〃 ).....	6
213	道路の区域変更	( 〃 ).....	6
214	道路の供用開始	( 〃 ).....	7
215	道路の区域変更	( 〃 ).....	7
216	道路の供用開始	( 〃 ).....	7
217	道路の区域変更	( 〃 ).....	7
218	道路の供用開始	( 〃 ).....	8
219	道路の区域変更	( 〃 ).....	8
220	道路の供用開始	( 〃 ).....	9
221	廃川敷地の発生	(河川課).....	9
222	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課).....	9
223	公有水面埋立ての免許の出願	(港湾空港振興課).....	10

## 公安委員会規則

### 和歌山県公安委員会規則第2号

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を次のように定める。

平成29年2月14日

和歌山県公安委員会委員長 大 桑 埴 嗣

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則  
警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例 (平成28年和歌山県条例第85号)

の施行期日は、平成29年3月6日とする。

## 告 示

### 和歌山県告示第200号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成29年4月3日まで縦覧に供する。

平成29年2月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成29年2月2日

2 名称

特定非営利活動法人コミュニティネット

3 代表者の氏名

中田達己

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市黒田279番地4

5 定款に記載された目的

この法人は、地域社会から全世界市民に向けて双方向による災害救援、環境、情報化社会の発展、経済活動の活性化などについて通信・放送推進に関する事業、介護保険法・障害者自立支援法・児童福祉法に基づく介護サービス事業等を行い、社会の発展に寄与することを目的とする。

### 和歌山県告示第201号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成29年2月2日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び日高振興局農林水産振興部農業水産振興課に備え置いて、平成29年2月27日まで縦覧に供する。

平成29年2月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第123号	日高郡日高川町和佐字下新田773外2筆

### 和歌山県告示第202号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成29年2月2日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び西牟婁振興局農林水産振興部農業水産振興課に備え置いて、平成29年2月27日まで縦覧に供する。

平成29年2月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第124号-1	田辺市上秋津字下左向91-196
平成28年度第124号-2	田辺市上三栖字小川谷1323-1

**和歌山県告示第203号**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成29年2月2日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び西牟婁振興局農林水産振興部農業水産振興課に備え置いて、平成29年2月27日まで縦覧に供する。

平成29年2月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第125号	田辺市龍神村福井字下垣内942-1外3筆

**和歌山県告示第204号**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成29年2月2日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び日高振興局農林水産振興部農業水産振興課に備え置いて、平成29年2月27日まで縦覧に供する。

平成29年2月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第126号	日高郡美浜町和田字横田28-1外4筆

**和歌山県告示第205号**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、次の土地に関する農用地利用配分計画を平成29年2月3日に認可した。

平成29年2月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第109号-1	田辺市芳養町字坂本3423-1
平成28年度第109号-2	田辺市芳養町字曾別当3537-1外15筆
平成28年度第109号-3	田辺市下万呂字落合676外4筆
平成28年度第109号-4	田辺市下万呂字落合703

平成28年度第109号-5	田辺市上秋津字川中口1417-74外1筆
平成28年度第109号-6	田辺市上秋津字下畑4140-114外1筆
平成28年度第109号-7	田辺市上秋津字迫戸545-25外6筆
平成28年度第109号-8	田辺市上秋津字中畑3933-2

**和歌山県告示第206号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成29年2月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林の所在場所 日高郡日高川町大字串本字中藪982の1、983の1、984、985の1、985の2、986、字中谷993の1、994の1
- 2 指定の目的 水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第207号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成29年2月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林の所在場所 日高郡日高川町大字三佐字井ノ上388・617の1・621の1・621の5（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、621の6、630の1（次の図に示す部分に限る。）、631、632の1・640の1・640の2（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第208号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき和歌山市長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成29年2月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（数値地形図修正）
- 2 作業期間 平成29年1月23日から同年3月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県和歌山市の一部

**和歌山県告示第209号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年2月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 370号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
海草郡紀美野町下佐々字上庄原1058番地先から同町下佐々字上庄原1060番5地先まで	旧	22.23 ） 34.09	111.82	県道奥佐々阪井線との重用延長111.82メートルを含む。
同上	新	28.05 ） 41.99	113.70	県道奥佐々阪井線との重用延長113.70メートルを含む。

**和歌山県告示第210号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年2月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 370号

供用開始の区間 海草郡紀美野町下佐々字上庄原1058番地先から同町下佐々字上庄原1060番5地先まで

供用開始の期日 平成29年2月14日

**和歌山県告示第211号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供す

る。

平成29年2月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 奥佐々阪井線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
海草郡紀美野町下佐々字上庄原1109番13地先から同町下佐々字上庄原1127番2地先まで	旧	12.30 } 34.09	161.80	一般国道370号との重用延長113.54メートルを含む。
同上	新	12.30 } 41.99	161.80	一般国道370号との重用延長113.54メートルを含む。

**和歌山県告示第212号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年2月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 奥佐々阪井線

供用開始の区間 海草郡紀美野町下佐々字上庄原1109番13地先から同町下佐々字上庄原1127番2地先まで

供用開始の期日 平成29年2月14日

**和歌山県告示第213号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年2月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 岩出海南線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
海南市黒江字桑田338番1地先から同市黒江字北ノ町368番2地先まで	旧	7.01 } 9.65	50.56	県道と歌山海南線との重用延長42.62メートルを含む。
同上	新	9.25 } 9.93	50.56	県道と歌山海南線との重用延長37.71メートルを含む。

## 和歌山県告示第214号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年2月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 岩出海南線

供用開始の区間 海南市黒江字桑田338番1地先から同市黒江字北ノ町368番2地先まで

供用開始の期日 平成29年2月14日

## 和歌山県告示第215号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年2月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 和歌山海南線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
海南市黒江字桑田335番6地先から同市黒江字北ノ町368番2地先まで	旧	7.01 } 10.02	67.43	県道岩出海南線との重用延長42.92メートルを含む。
同上	新	9.86 } 14.02	71.31	県道岩出海南線との重用延長30.17メートルを含む。

## 和歌山県告示第216号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年2月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 和歌山海南線

供用開始の区間 海南市黒江字桑田335番6地先から同市黒江字北ノ町368番2地先まで

供用開始の期日 平成29年2月14日

## 和歌山県告示第217号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年2月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 御坊中津線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡日高川町大字大又字槇谷236番3地先から同町大字大又字槇谷236番11地先まで	旧	4.40 }	294.86	
同上	新	20.36 }	266.12	
		58.30		

**和歌山県告示第218号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年2月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 御坊中津線

供用開始の区間 日高郡日高川町大字大又字槇谷236番3地先から同町大字大又字槇谷236番11地先まで

供用開始の期日 平成29年2月14日

**和歌山県告示第219号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年2月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 那智山勝浦線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
東牟婁郡那智勝浦町大字川関字中村前田1313番4地先から同町大字川関字中村前田1308番1地先まで	旧	8.70 }	106.00	
		9.70		

同上	旧	8.70 } 9.20	84.50	
同上	新	8.70 } 9.20	84.50	

**和歌山県告示第220号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年2月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 那智山勝浦線

供用開始の区間 東牟婁郡那智勝浦町大字川関字中村前田1313番4地先から同町大字川関字中村前田1308番1地先まで

供用開始の期日 平成29年2月14日

**和歌山県告示第221号**

河川区域の変更により廃川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

なお、その関係図面は、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課に備え置いて縦覧に供する。

平成29年2月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 河川の名称 一級河川春日川
- 2 廃川敷地が生じた年月日 平成29年2月14日
- 3 廃川敷地の位置 岩出市溝川字道端27番地先
- 4 廃川敷地の種類及び面積 土地253.64㎡

**和歌山県告示第222号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成29年2月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- 2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称  
田尻（Ⅰ-1347）、千町1（Ⅰ-2297）、西野（Ⅰ-2298）、中芳養小野1（Ⅰ-4213）、中芳養平野1（Ⅰ-4214）、中芳養小野2（Ⅱ-5569）、中芳養日用（Ⅱ-5589）、中芳養船山1（Ⅱ-5590）、中芳養船山2（Ⅱ-5591）、中芳養船山3（Ⅱ-5592）、中芳養小野3（Ⅱ-5593）、中芳養小野4（Ⅱ-5594）、中芳養平野2（Ⅱ-5656）、中芳養千町（Ⅱ-5677）、中芳養尾崎1（Ⅱ-5678）、中芳養小野6（Ⅲ-3137）、中芳養

小野7(Ⅲ-3138)、中芳養小野8(Ⅲ-3139)、中芳養西野1(Ⅲ-3140)、中芳養西野4(Ⅲ-3146)、中芳養尾崎3(Ⅲ-3154)、中芳養原田垣内1(Ⅲ-3162)、中芳養平野4(I-60374)、中芳養西野5(I-60378)、中芳養林6(I-60394)、中芳養林7(I-60395)、中芳養小野9(Ⅱ-60365)、中芳養小野10(Ⅱ-60366)、中芳養小野11(Ⅱ-60371)、中芳養小野12(Ⅱ-60372)、中芳養平野3(Ⅱ-60373)、中芳養平野5(Ⅱ-60375)、中芳養平野6(Ⅱ-60377)、中芳養西野6(Ⅱ-60379)、中芳養林3(Ⅱ-60389)、中芳養林4(Ⅱ-60392)、中芳養林5(Ⅱ-60393)、中芳養林8(Ⅲ-60396)

3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

4 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び西牟婁振興局建設部並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第223号

公有水面の埋立ての免許の出願があったので、公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第3条第1項の規定により、次のとおり告示し、その関係図書を和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港振興課、西牟婁振興局建設部及び白浜町役場富田事務所に備え置いて、告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

なお、この埋立てに関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日まで、和歌山県知事に意見書を提出することができる。

平成29年2月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 埋立免許出願人

- (1) 所在地 和歌山県西牟婁郡白浜町1600番地
- (2) 名称 白浜町
- (3) 代表者住所 和歌山県西牟婁郡白浜町2347番地の7
- (4) 代表者氏名 白浜町長 井澗誠

2 埋立区域

(1) 位置

和歌山県西牟婁郡白浜町堅田字鴻ノ巣2518番2及び同町堅田字畑崎2248番1の地先無番地地先公有水面(ただし、関係図書に表示する部分のみ。)

(2) 区域

四等三角点「高山」(北緯33度41分15秒21、東経135度22分39秒43)を基点とし、次の各地点のうち1の地点から8の地点までを順次に結んだ線及び8の地点と1の地点を結んだ線により囲まれた区域

- 1の地点 基点から196度16分42秒 533.07mの地点
- 2の地点 1の地点から129度58分58秒 89.09mの地点
- 3の地点 2の地点から219度58分57秒 13.71mの地点
- 4の地点 3の地点から297度47分17秒 3.31mの地点
- 5の地点 4の地点から309度56分37秒 40.05mの地点
- 6の地点 5の地点から307度02分56秒 9.98mの地点
- 7の地点 6の地点から309度55分40秒 19.98mの地点
- 8の地点 7の地点から327度25分23秒 10.48mの地点

(3) 面積

1,223.04㎡

## 3 埋立てに関する工事の施行区域

## (1) 位置

和歌山県西牟婁郡白浜町堅田字鴻ノ巣2518番2、同町堅田字畑崎2248番1、同町堅田字鴻ノ巣2522番3、同町堅田字畑崎2225番5、2225番3、2225番6、2218番3、同町堅田字鴻ノ巣2524番4及び同町堅田字鴻ノ巣2524番2の地先無番地内（ただし、関係図書に表示する部分のみ。）並びにその地先公有水面（ただし、関係図書に表示する部分のみ。）

## (2) 区域

四等三角点「高山」（北緯33度41分15秒21、東経135度22分39秒43）を基点とし、次の各地点を順次に結んだ線及びルの地点とイの地点を結んだ線により囲まれた区域

イの地点 基点から195度28分38秒 460.86mの地点  
ロの地点 イの地点から129度58分57秒 115.74mの地点  
ハの地点 ロの地点から195度15分02秒 76.01mの地点  
ニの地点 ハの地点から224度40分26秒 28.88mの地点  
ホの地点 ニの地点から335度43分39秒 34.74mの地点  
への地点 ホの地点から297度47分19秒 7.95mの地点  
トの地点 への地点から310度16分14秒 40.05mの地点  
チの地点 トの地点から307度02分56秒 9.98mの地点  
リの地点 チの地点から309度51分44秒 19.98mの地点  
ヌの地点 リの地点から327度25分21秒 10.48mの地点  
ルの地点 ヌの地点から13度13分12秒 58.01mの地点

## (3) 面積

10,772.27㎡

## 4 埋立地の用途

漁港施設用地

## 5 公有水面埋立免許願書の出願年月日

平成28年12月26日